

上通並木坂街並憲章

上通一番街商店街振興組合
上通1.2丁目商店街振興組合

上通並木坂街並憲章

1.目的

この「街並憲章」は、上通商店街関係者の街づくりに関する意見の統一を図り、この地域の永続的な向上発展を願い、調和のとれた、魅力と活力のある商店街づくりを積極的に進めることを目的とする。

2.街づくりの基本的な方向

- ① 文化と歴史を踏まえた街づくりをめざす。
- ② 安全で快適な楽しい街づくりをめざす。
- ③ 魅力的で個性ある商店のつながりによる、質の高い商店街をめざす。
- ④ 街路と店舗など全体として、バランスのとれた街並空間づくりをめざす。
- ⑤ 華やかさや賑わいなど、楽しい演出のされている、街づくりをめざす。

3.街づくり委員会

-1.設置

文章で規定し難い事項については、この「街づくり委員会」で、関係者の意見を集約・討議・連絡調整し決定・実行する。

この委員会は両振興組合の理事によって構成する。この委員会は、必要に応じて公共団体等の関係機関・団体 学識経験者 専門家等の出席を要請し、意見を聞くことができる。

-2.検討事項

街づくりに関する建物や街路のデザイン、形、色、材料、工事中の運用、営業時間その街路に関し必要と認められる事項を検討する。

-3.事前協議

店舗の新増・改築・改装をしようとするものは、必ず事前に街づくり委員会と協議しなければならない。委員会では下記の事項を検討する。

- ①業種②運営形態 ③街並に対するデザイン ④工事中の問題点 ⑤その他街並に対する必要な事項・工事に当っては商店街と工事に関する協定を結ぶ。

4.新規参入者への説明

土地家屋の譲渡や、テナント導入を行う場合は、その相手方にこの憲章の内容を十分に理解させること。この憲章を遵守すること。

5.変更の方法

街づくり委員会で検討し、各町内総会の承認を得る。

街並憲章 細目

1. 建物の高さと色

通りや近隣に対して、高すぎる威圧感が無いようなデザインとし、強すぎる色は、使わない。

2. 老舗のデザイン

歴史性を感じさせるよう工夫しながら、現代の商店街にもうまく調和させる。

3. 通りに切れ目を作らない

店と店との間の通路や大きい柱は、通りの印象を途切れさせやすいので、巾1m以上の通り柱壁やすきま部分には、ショーウィンドー・看板・ポスター・商品・展示等、切れ目の印象を減らすような努力をする。

4. 看板

隣の看板とお互い邪魔しないよう考慮する。大型屋上看板は設けない。突き出し看板は、地上からの高さ2.5m以上とし、大きさは、1m以下とする。

5. 通りに物を置かない

お客さまの邪魔にならないよう、置看板・商品・ゴミなどを置いてはいけない。

6. 物干の禁止

通りから見える部分に、物干施設を作ってはならないし、干してもいけない。既存のマンション等で、通りから見える位置に物干を設置している場合は見えないように改造に努める。住人に対しても理解させるよう努める。

7. 保守管理

建物や看板など、街並に関係ある部分の汚れ、錆び、腐れ等が無いように、常に掃除、補修、整備をする。

8. 音・におい

大きすぎる音や、強すぎるにおいを通りへ出してはならない。

9. ゴミ処理

ゴミは、指定された収集日当日に、決められた場所に整然と出す事とし、前日からは絶対に出さないこと。生ゴミはポリ袋などに入れ、散乱したり悪臭や液が出ないように注意する。ゴミ収集車の一時駐車場の確保、収集後の清掃は各町内の会員店の輪番制とする。規模の大きい共同住宅、共同ビルにおいては、その管理者が責任をもってゴミの処理を行うこととする。

10. 掃除

毎朝各店の前を掃除する。花や木が枯れたり無くなったりしないよう、店の前の植物に気を配る。一斉清掃を毎週土曜日朝に行う。

11. 業務用車

商品の搬出入車の進入は朝11時までとする。店舗工事用の車輛進入は、別途協定に従う。

12. 1階の業種

商店街として閉鎖的になりやすい業種は、1階に設けてはならない。

なお、上記憲章案については、下記各街づくり協定を参考資料とさせていただきました。

横浜	元町:街づくり協定書 横浜市建築協定条例 馬車道商店街づくり協定書
金沢市	堅町商店街地区建築協定書
豊田市	商店街を暮らしの広場へー川崎市桜本商店街、ショッピングモール維持 管理協定

1990年制定・1998年12月改訂